

一般社団法人和歌山県セルプセンター定款

平成26年11月26日 作成

平成26年11月27日 公証人認証

平成26年12月1日 法人設立

一般社団法人和歌山県セルフセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県セルフセンターと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山市美園町5丁目4-6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者就労施設等の利用者や在宅の障害者が製作した製品の販売促進、作業の斡旋、それに関わる事業促進を通じ、障害がある人の自立と社会参加を促進し、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現することをもって、障害のある人の豊かな生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者施設等の製品の開発、販路の拡大、斡旋および普及に関する事業
- (2) 障害者施設等の作業の開発、開拓、斡旋および普及に関する事業
- (3) 障害者施設等の業務に従事する者に対する研修に関する事業
- (4) 障害者の就労に係る相談に関する事業
- (5) 障害者施設等の製品や、作業に係る広報および啓発に関する事業
- (6) 障害者施設等の製品や、作業に関する調査および研究ならびに情報の収集および提供に関する事業
- (7) 関係行政機関、団体等との連携に関する事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人及び法人化されていない団体の代表者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人及び法人化されていない団

体の代表者

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって 当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって宿成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会

- の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
 - 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議審項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができる。
 - 3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 5 代表理事、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任をさまたげない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の滞了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

- 第24条 役員報酬は、社員総会の決議をもって定める。

（役員責任の免除）

- 第25条 この法人は、法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員（法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事および同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）の同法第111条第1項の責任に

ついて、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会誌の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 事務局

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て代表理事が任免し、その他の職員は代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事

住所 和歌山県紀の川市粉河 4171 番地

氏名 水木 佳宣

設立時理事

住所 和歌山県紀の川市粉河 4171 番地

氏名 水木 佳宣

設立時理事

住所 和歌山県紀の川市貴志川町長山 277 番地 912

氏名 小畑 和江

設立時理事

住所 和歌山県日高郡美浜町大字吉原 965 番地の 3

氏名 中橋 彦也

設立時理事

住所 和歌山市宇治家裏 212 番地の 1

紀和駅団地 1 棟の 1 号

氏名 宮本 久美子

設立時監事

住所 和歌山県日高郡みなべ町堺 590 番地 1

氏名 西野 栄一

設立時監事

住所 和歌山県田辺市下三栖 411 番地の 10

氏名 村上 和也

この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

- 1 主たる事務所 和歌山県紀の川市粉河 4168 番地
名称 社会福祉法人山水会
理事 水木 佳宣
- 2 主たる事務所 和歌山県岩出市根来 1557 番地
名称 社会福祉法人きのかわ福祉会
理事 小畑 耕作
- 3 主たる事務所 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地
名称 社会福祉法人太陽福祉会
理事 皆川 敏治
- 4 主たる事務所 和歌山市岩橋 643 番地
名称 社会福祉接人一麦会
理事 田中 秀樹

以上、一般社団法人和歌山県セルフセンターを設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士笠松大亮は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成26年11月27日

和歌山県紀の川市粉河4168番地

設立時社員 社会福祉法人山水会

和歌山県岩出市根来1557番地

設立時社員 社会福祉法人きのかわ福祉会

和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地

設立時社員 社会福祉法人太陽福祉会

和歌山市岩橋643番地

設立時社員 社会福祉法人一宏会

和歌山市太田四丁目3番5号 川端ビル2

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 笠松大亮

定款変更履歴

平成29年9月8日登記

1. 住所変更実施

旧 和歌山県紀の川市粉河4168番地

新 和歌山市美園町5丁目4-6

2. 役員に関する事項

| | | |
|-------|------|-----------------|
| 水木佳宣 | 代表理事 | 平成29年9月8日登記（重任） |
| 中橋彦也 | 理事 | 平成29年9月8日登記（重任） |
| 宮本久美子 | 理事 | 平成29年9月8日登記（重任） |
| 山添高道 | 理事 | 平成29年9月8日登記 |
| 小川和子 | 理事 | 平成29年9月8日登記 |
| 野下康雄 | 理事 | 平成29年9月8日登記 |
| 溝西安生 | 理事 | 平成29年9月8日登記 |
| 生熊映 | 理事 | 平成29年9月8日登記 |
| 松下直樹 | 理事 | 平成29年9月8日登記 |
| 村上和也 | 監事 | 平成29年9月8日登記（重任） |

3. 役員に関する任期

上記役員の任期は、平成31年4月1日から3ヶ月以内に開催される定時社員総会までとする。

4. この定款は、平成29年9月8日から施行する。

5.補足

毎年度、総会は実施していたが、平成18年に法務局届ができていなかったために、平成29年8月に臨時総会を開催し、事務所移転・役員の選任を行い、9月1日法務局に届を行った。